

通信委員會議録第二十六号

昭和三十三年四月十二日(土曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 片島 港君

理事小泉 純也君 理事橋本登美三郎君

理事森本 靖君

秋田 大助君 龜山 孝一君

小島 徹三君 佐々木秀世君

権龍 三郎君 権名悦三郎君

南條 徳男君 濱地 文平君

星島 二郎君 堀川 恭平君

村上 勇君 佐々木更三君

杉山元治郎君

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

郵政事務次官 最上 英子君

郵政事務官 (大臣官房電氣

通信監理官) 松田 英一君

郵政事務官 (貯金局長) 加藤 桂一君

委員外の出席者

郵政事務次官 小野 吉郎君

日本電信電話 勲 勉君

日本電信電話 吉澤 武雄君

話公社理事 (業務局長) 吉田 弘苗君

専門員 吉田 弘苗君

四月十一日

委員井手以誠君辭任につき、その補

欠として武藤運十郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十二日

委員伊東岩男君、川崎末五郎君、高

第一類第十一号

通信委員會議録第二十六号

昭和三十三年四月十二日

第一類第十一号

通信委員會議録第二十六号

昭和三十三年四月十二日

第一類第十一号

通信委員會議録第二十六号

碓達之助君、中會根康弘君、廣瀬正

雄君及び粟山博君辭任につき、その

補欠として佐々木秀世君、小島徹三

君、龜山孝一君、村上勇君、権名悦

三郎君及び堀川恭平君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員龜山孝一君、小島徹三君、佐々

木秀世君、権名悦三郎君、堀川恭平

君及び村上勇君辭任につき、その補

欠として高碓達之助君、川崎末五郎

君、伊東岩男君、廣瀬正雄君、粟山

博君及び中會根康弘君が議長の指名

で委員に選任された。

四月十一日

簡易郵便局を四等局に切替へに關す

る請願外一件(川崎末五郎君紹介)

(第二九五五号)

同(前田正男君紹介)(第三〇一〇

号)

上九子山王町に特定郵便局設置の請

願(森本靖君紹介)(第二九五五号)

植田駅前無集配特定郵便局設置の

請願(島村一郎君紹介)(第三〇七四

号)

向山に無集配特定郵便局設置の請願

(竹内俊吉君紹介)(第三〇七五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

電話加入権に關する臨時特例法案

(内閣提出第二二八号)

郵便為替法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二八号)(參議院送付)

〇片島委員長 これより會議を開きま

す。

電話加入権に關する臨時特例法

案、郵便為替法の一部を改正する法律

案の兩案を一括議題として審査を進め

ます。質疑の通告がありますので順次

これを許します。小泉純也君。

〇小泉委員 現行の公衆電氣通信法で

は、「電話加入権は、質権の目的とする

ことができる」と規定してあるの

であります。これは第三十八条の第四項

でございます。しかしこれをば今回解

除することとした理由をばまずお伺い

いたしたいのでございます。また電話

加入権に對する質権の設定は、提案理

由の説明の際大臣が申しておられまし

たように、通信政策上好ましくない点

があるということで禁止しておつたと

いうことであります。この特例法に

よつて質権の設定を認めることとした

場合、現行の公衆電氣通信法のとつて

おります原則をくすして、通信政策上

の支障が生じはしないかとの心配も考

えられるわけでありまして、これに對

していかに考へておられますか。また

どのような措置を講じておられるかと

いう点をあわせてお聞かせを願いた

いのであります。

〇田中國務大臣 御承知の通り公衆電

氣通信法では、電話の加入権が認めら

れておりません。原則的に質権を設定

することができないということになつ

ております。私もこの公衆電氣通信法

の禁止規定をとつてしまつてもいいと

は考へておらないのでございます。な

ぜといひますと、電氣公社から一般の

加入者が継続的に給付を受けるとい

うことで加入をしておるわけございま

すが、質権が原則的に認められるとい

うことになりました。言ひましてもなく

一般民法上の規定によりまして、質権

の設定がなされ、また転賃もおのずか

ら行われるわけでございますが、それ

ほど大きな質権の対象になるものでも

ありませんし、しかも質権の設定がな

され、転賃が次々行われるというよ

うな場合は、基本的に加入権が侵され

るというやうな問題もあつて、特

に電氣公社が非常に複雑多岐な立場に

立ちまゐつて非常に困つてゐる立場か

らも、原則的に加入権の質を認めるこ

う問題に對しては、まだ相当慎重に

考慮しなければならぬと考へており

ます。そういう原則にありながら、な

ぜ時限立法ではあつても質権の設定の

道を開こうとするのかというござい

ますが、これに對しては、御承知の

通り實際問題として考へますと、質権

を設定してはならぬといひながら、

も、實際は担保にとられております。

特に正規な金融機関、銀行等は電話を

質にとつてはならないわけでありま

すが、不動産等を担保にする場合は、電

話ぐるみ担保といふことで事実上質に

置かれておるわけでありまして、それ

ばかりではなく、そういうものを救済し

ながら、特に転賃等どうにもならない

よりな状態にならないためには、事實

に即応した質の設定、特に転賃等禁止

をするよりな明確な区分をした方がよ

ろしいという理由が生れましたので、

で、今度の法律で道を開いていただ

うといふことを考へたわけでありま

す。

もう一つは、中小企業が電話を質に

する場合——やつてはならないのであ

りますが、担保にする場合は、ほとん

ど市中金融、もつとはつきり申し上げ

ますと高利の對象になつておりまし

て、電話の加入権そのものが一年か二

年かのうちで全然なくなつてしまつと

いうやうな状態があります。でありま

すので、中小企業金融の道を開くた

めにも、また現実に即応するため

も、時限立法として質を認めようとい

うこととでございます。

なお第三点は、この法律を作ること

によつて公社の権利が侵されたり、な

おまた公社が非常に複雑多岐なもの

を行なつたりして大へんなことになら

ないかといふことであります。この問

題に對しては転賃を禁止をいたしてお

りますし、なお質に入れる場合、質権

が移動するやうな場合には、当然公社

がこれに對して承認を与えるといふこ

とをやつておりますし、特に一般民法

上の非常なやうな規定や制約の除外

例を作りまして、比較的簡単に、しか

も公社が事務的に複雑にならないで処

理が行えるといふやうにしてございま

すので、現在の事情に比べてより繁

雑になるやうなことは全然ないといふ見

通しでございます。

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

○小泉委員 ただいまの答えのうちにも、中小企業者等の資金の利便をはかるために必要であるということをごさいまするが、第一条によりまして、質権者を限定して特定の金融機関のみにこれを扱わせることとしてあります。が、金融機関を限定せずに、だれでも質権者になれるとした方が、質権の設定を認めた趣旨に沿うのではないかとと思われるのであります。特に質権者を限定しなければならぬ理由を承わっておきたいのであります。

○松田政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げましたことも関連して参るわけでございまして、この質権を、公衆電気通信法の質権禁止の規定がありましたが、またその趣旨は私も十分考えていかねばならないものであるというふうに思いますけれども、現実の必要から質権を電話加入権に認めて中小企業者の金融の便にも資していくというこのためには、自然これが簡易に行われていくというのを考えなければならぬわけでございまして、そのためにはこの法律で考えておりますように、いろいろと質権自体の内容にも制限を加えますと同時に、またこれを登録することによりまして、その権利関係も明確にしていく、また実際に借金が返せない場合には質権を実行するという段取りになります。その場合にも簡易に質権が実行できて、従って質権者の方の利益も保護せられるというふうなことも考えていかなければならぬわけでございまして、そういうことを一連として考えます場合に、公社は電話事業の運営を円滑にやっていますために、非常に厄介な法律関係に巻き

込まれる、法律関係のトラブルに巻き込まれるというふうなことがあってもいいかもしれません、また質権者の方の質権の実行を簡易にさせるために、やはりそこに当然信頼の置けるある限定された範囲の者が質権を取得することができるといふことにいたしました場合に、初めて質権の簡易な実行手段もその前提のもとに認められますし、また公社の事業運営上のトラブルを少くするという場合も、やはり同様な手段によつて考えられるわけでございまして、

そこで、この法律の第二条に規定してございまして、ある特定された金融機関等にだけ質権者を限定いたします。そのかわりその質権者はみな信頼の置けるある限定された特定のものでありますために、これに対しては簡易な質権の実行手続を認める、あるいはそれだけの限定されたものでありますだけに、公社がいろいろと登録手続あるいはそのほか、公社の権利の電話の上のいろいろな制限あるいは制約を受けておりますために、公社のやらねばならないこと、たとえば公社が電話の解除をいたしますとか、そういう場合、それに通知をするというふうなこと、そういう厄介な操作をやらなければならぬことも、特定の需要者相手であれば、その業務にも支障を来たさないというふうなことも考えまして、質権者を第二条に掲げるように限定したわけでございまして。

○小泉委員 次に、電話加入権に現在質権または譲渡担保の設定はできないこととなつておるにもかかわりませず、先ほど大臣の答弁中にもございまして、現実には電話加入権を担保とする金融が相当行われておると聞いて

おるのであります。これは電電公社にお伺いしたいのであります。それは一体どのような方法で行われておるか、またその件数はどのくらいあるかという点をお伺いしておきたいのであります。

○吉澤説明員 電話加入権を担保といはしまして金融を受ける方法には、実はいろいろな方法があるだろうと思ひます。まず電話を担保として金を借ります。その場合におきまして、債権者が加入者の署名捺印しました電話加入権の譲渡承認請求書というものをもちらう場合が一つあるわけでありまして、またその承認請求書に捺印しないまでも、譲渡請求に関する委任状をもらつて、こういうことによりまして金を貸すのであります。それがもしも弁済期限が参りまして弁済しない場合になりますと、その譲渡承認請求書によりまして名前を変え、あるいは委任状によりましてその譲渡承認の請求をいたします。そのようにして、大体加入権を担保といはしまして金融をしていくように何つております。

そこでその件数はどのくらいあるか、こゝういふことではございますが、これも推定の仕方によります。いろいろございまして、大体私ども実情を調べましたところ、全加入者の全国平均三・六割くらいあるのではないかと、これは大都市、中都市、小都市によつておのおの数字が違ひますが、平均しますと全加入者の三・六割くらいが金融を受けているように想定されるのであります。それが一回が大体五カ月ぐらゐの金融期間でございまして、それを延べにしますと、大体加入者の八・六

というものが年間そのような道で金融を受けております。その意味で件数を推定いたしますと、約四万件ぐらゐが東京にあるというふうな推定できるのであります。そこで今後このような制度によりまして質権を明らかに認めるということになりましたと、大体五割ぐらゐにふえるのではなからうか、こゝういふように想像できます。

○小泉委員 この特例法によりまして、二重質、転質または流質の禁止等、質権に関する民法の一般原則の特例が設けられているのであります。この法律においてなぜかような措置をとらなければならなかつたのか、またこの法律と民法とはいかなる関係にあるかといふことをこの際明らかにしておいていただきたいのであります。

○松田政府委員 この電話の加入権質は、電話の加入権を大体一つの債権と考へて、一種の債権質といふことで考へをきめておるわけでございまして、けれども、しかし債権と申しまして、普通の金銭を貸しているような債権と違ひまして、この電話加入権と申しますのは、公社に電話の役務を要求するという継続関係に立つておりまして、またその間に、その電話を利用する上に派生的に出て参りますいろいろな内容を持つております複雑な権利関係でありますために、一般の民法上の債権質という規定をそのままではなかなか複雑な関係を生じて参りますので、非常に不明確であるという状況になつて参るわけでございまして、その点が先ほど大臣から申し上げましたように、一つは公衆電気通信法上の電話加入権質を認められなかつた理由でございまして、これを今回特別に必要によ

りまして、加入権質を時限的にまた認めていこうという考へでございまして、その際には、当然一般の民法上の債権質といふものとは変つた内容を持たせる必要がある、つまりはつきりした内容をそこに定める必要があるというところで、民法に対してこの電話加入権質が一つの特例法をなすわけでございます。従ひまして質権についての原則的な事柄、つまりこの法律特例法できめております以外の一般的な事柄につきましては民法の規定は適用になる、こゝういふ関係に立つております。

それから二重質あるいは転質を認めておられませんのは、これもただいま申し上げました理由から、二重質を認めますと一番質あるのは二重質といふことになりまして、その関係を明確にいたしますために、非常に公社として厄介な手数をその間にしなければならぬという問題がございまして、また転質でもつて次々と質権が移つていくと申しますか、転質されていきます場合には、やはり同様に非常に複雑な関係が起きます。また公社の手数も増えまして、一面そういう厄介なことを生じます一方、電話そのもののいわゆる市価と申しますか、それが限定されておりますために、結局金融の価値と申しますか、これを質といたしまして課される金額といふものは大体きまつておるような金額で、その多額に上るものでもございませぬので、二重質とかあるいは転質とかいふふうなものでもつて特別に担保化をはかつていくという必要も、実際問題としてはあまりないという状況であるわけであります。

をもあわせて御説明をお願いいたしましたのであります。

○松田政務委員　實権の実行の方法につきましては、これを簡易化して行なっていくということは、実際質にとりました場合にこれを実行するのに非常に時間がかかり、金がかかるというふうなことで、実際問題として質にとる人がなくなってしまう。従って金融のむしろ差しかえになってくるというところでございますので、先ほど申し

ながら質権者の立場をも考えるという考えで、この簡易な手続を認めただけでございます。それで現在はどうしておるかとお申しますと、この加入権を強制執行いたします場合には、裁判所によって行われる譲渡命令あるいは換価命令というようなものがございます。

その場合には執行吏の手を通しまして、あるいは鑑定人による評価というものもその間にありまして、かなり時間がかかりますし、また経費もかかるというふうなやり方でやられておるわけでございます。それを今回の法律では質権者に換価することができるよう

た鑑定人の必要もないということで、これは大体電話の市価というものはある程度きまつておるわけで可能でもあるわけですが、そういふような簡易な手続でもって実行したいと思つておるわけであります。

○小泉委員　最後にもう一点お伺いし

年三月三十一日まで、すなわち五力年間の時限立法になっておるのでありますが、その理由をお尋ねし上げたいのであります。

○小泉委員 よろしゅうございます。
○片島委員長 森本靖君。

○森本委員　今の大臣の答弁について、先にお聞きしておきたいと思えます。それで大臣が言われたようにこのことという法律そのものを規定するというものが、非常におかしいわけであります。本来ならば電話というものは申し込ませるすべし、電話というものは申し込むのをすればすぐつく、こういうのが電話の本来であります。そういうことになれば、こういう電話の加入権の質権と

いうことについては、全然要らないということになるのが当然でございませう。そこで昭和三十八年三月三十一日までの時限立法にしたということについては、その三十八年の三月ごろになると、今言ったように電話を申し込んだらどこでもすぐつく、こり仮定をして立案したのかどうか、それを一つや

答へ願いたいと思います。

○田中國務大臣　お答えいたします。

そうありたいという一つの希望でございます。であります。でありますが、実際は第二次五カ年計画四千億をやつても、積滞がゼロに全部減つて、電話の担保価値がゼロになるということとは考えておりません。が、初めからこの法案を出すときに五

年にするか、八年にするか、十年にするか、非常に研究したのですが、初めから十年にするということになりますと、十年たつて第三次五カ年計画が済むころに、この法律が自然消滅すればいいのだという政府の考え方をきめるようになりますので、できるだけ早く、いふものは速かくしておくべきである

というので、五カ年にしたわけであり
ます。でありますから、私たち政府当
局としても電電公社としてあらゆる努
力をせしむるとともに、政府もできな

1

れば、当然三十八年の当初までにはこの目的を達成せしめるといふ自信のもとに提出したのでありますから、よろしくお願いいたします。

○森本委員 この電話の加入権という問題であります。これは事務当局でないが答へがでにくいと思ひますけれども、一休電話の加入権といふのは何をさしておるのか、この定義を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○松田政府委員 電話の加入権は、私どもの考えでは一種の債権といふふうな考へておりました。公社に対しては電話のサービスを当然請求する、電話役務と申しますか、それを提供してもらうといふことが出来る一つの請求権といふふうに考へております。もちろんそれに付随いたしまして、いろいろと附加的な、たとえば共同電話にしてくれと言へば、公社に請求して共同電話にしてもらうこともできるとか、付随的な権能も含みますけれども、本質的には電話のサービスをしてくれといふことを要求することが出来る請求権といふふうに考へております。

○森本委員 そこでこの質権の設定について重要なことは、その電話の加入権といふことは、電話の加入をして、電話のサービスの役務を提供してもらふ権利があるといふのが加入権であるといふ御説明であります。この電話が従来も売買をせられておるといふことは御承知の通りであります。ただ加入権といふものが、たとえばAという場所にBという人間がその電話の加入を申し込んで、Aという場所に電話がついた。そこにつけておくこと自体がこの加入権であるかどうかであるか、その点を一つ明確にしてもらいたいと思ひます。

○松田政府委員 それは一つの内容でございます。たとえば電話のサービスのところの段階においてながめました場合には、Aという場所の電話のサービスを提供してもらふといふことが内容でございますけれども、たとえばその人が移転をしました場合に、当然その電話を今度はBの場所に移動して、Bというところを公社に請求できまして、公社はそれのときに、特別の事情がない限りはその請求に応じなければならぬのでございます。それから、その場合には当然その移転を請求するといふことは、債権に伴う一つの付随的な権能でございます。前の場所の電話のサービスを請求してつた権利と、あとの方のBの場所に移りまして電話のサービスを請求する権利とは、やはり本質的には同一のものであるといふふうに考へております。

○森本委員 だからその点が非常に大事です。というのは、その移転をして、さらにその移転の個所でサービスを受ける権利があるという説明であつたけれども、それはやはり公社の方の事情が許す範囲内であるといふ一つの条件がついた権利なんです。たとえば東京においても、今日荏原局管内における電話は三十万円以上も取つておるといふような時価相場がしてある、あそこに移転をしたところで、全然線がないので、移転をする権限がないといふことになるわけです。だから質権の設定の際に、この加入権といふものは、そういうAという個所においてサービスを提供を受ける権利、さらに移転を請求するところの権利があつて、しかし移転の場合においては、公社の方の事情によつてその権利が相当制約を受ける、このことをはっきりしておかなくて、やはりこれは問題になると思ひます。だから、私はそういうふうなこの加入権については解釈をしておるわけでありまして、どうですか。

○松田政府委員 それは当然そういうことでございまして、本質的に電話のサービスは要求し得る権利といふものの内容は、やはり公社と契約関係でございまして、また電話といふものが公社によつて営まれております以上、その内容も公社の提供いたしますサービス内容によつてきまつてくるわけでありまして、そこで移転を請求するといふことは、これは当然の一つの権能ではございまして、それと公社の定めおる範囲に從つて行われる権能でございまして、ただいま森本委員の言われた通りであります。

○森本委員 その点が明らかになりました。次に私はこの第二条であります。政府当局がこういふ金融機関を指定する場合には、いつも大体ここに並べてあるような金融機関を羅列するわけでありまして、この前私が簡易保険金の運用のときにも強く言つたことであるが、この中に労働金庫が入つていないのは、一休事務当局としてはどういふお考えでこれをのけたのですか。

○松田政府委員 それは実は必要がありまして、ここに「政令で定めるその他の金融機関」といふ項目もございまして、そこで指定することが出来るようになっております。ただ一応ここで出しませんでしたのは、ここにあげておられますのは、直接中小企業の事業運営と関係があるようなものを代表的に並べましたので、労働金庫の場合にはやや、何と申しますか、中小

企業者の商業といふことは少し違つた関係になると思ひますので、その意味で、また別に必要になる場合には政令で適当に定めて参りたいという考へてあります。

○森本委員 この電話の質権を設定したところの大きな目的は、中小企業者を助けることが目的であります。あなたも御承知のように今日の電話の加入者は中小企業者だけではありません。商業あるいは企業を営んでおらない一般の人でも相当の電話を持っておるわけですから、しかもそれが金融に困つて、そういう電話を担保にして金を借りるという場合も相当あるわけです。だからこれは中小企業育成といふことよりも、電話の加入者を保護するといふ意味における立法だといふように私は考へておるわけですから、今まで電話加入者が白紙においてこれを売買しておつた、そうすると一種の薄利においてこれが売られておつたといふようなことを、われわれとしては助けようといふ意味の立法でありますので、そういう観点からいふと、労働金庫といふものもこの信用金庫と同じように重要性を帯びてくるわけです。その点で私はここに除いておるといふことについては非常に残念であります。たまたま「政令で定めるその他の金融機関」云々といふことがありますので、この項で入ることが出来るかどうか、その点をお尋ねします。

○田中事務大臣 入れるつもりでおります。今森本さんからお説もありましたので、政令の中に入れることにいたします。

○森本委員 それからここで問題になりますのは、「その他の金融機関並びに信用保証協会」、ここまではいいです。そのあとに出てくるところの「事業協同組合に限る」。この事業協同組合といふものを一体どう解釈をするのか。これは相当各議員のところにも陳情に來られたと思ひますが、たとえば現在までの電話の売買してつた業者の方々が、この電話加入質権の問題がでると、かなりそういう商売が制約されるというところから、この中に入れたらいいといふような陳情もあつたやうであります。われわれはそういう業者という観点よりも、今回の場合は、電話の加入者の保護という観点から見て、この立法を一応考へておるわけでありまして、ただししかしそうかといつて、ここに突然事業協同組合といふものが出てきておりますので、一体この事業協同組合といふものはどう解釈をしていいのか、たとえば一つの電話業者といふものが一つの事業協同組合を作る、そうした場合に、その事業協同組合でなければこれはできないといふふうに解釈をするのか、その事業協同組合の中の組合員の個々の者がその質権ができるのか、その問題をこの際一つ明らかにしておいてもらいたい。

○田中事務大臣 これは一つ根本的なことを申し上げますが、電話加入権の質に関する法律案を作る以上、普通の觀念からいふと、特定の金融機関を指定することは好ましいことではありませんが、でありますから、一般国民は全部個人も対象にすることが好ましいのであります。であります。実情からいいますと、そうなりますと公社も非常に困ります。また質権そのものに対する根本的な考え方が變つて参ります。この法律

に信用保証協会、ここまではいいです。そのあとに出てくるところの「事業協同組合に限る」。この事業協同組合といふものを一体どう解釈をするのか。これは相当各議員のところにも陳情に來られたと思ひますが、たとえば現在までの電話の売買してつた業者の方々が、この電話加入質権の問題がでると、かなりそういう商売が制約されるというところから、この中に入れたらいいといふような陳情もあつたやうであります。われわれはそういう業者という観点よりも、今回の場合は、電話の加入者の保護という観点から見て、この立法を一応考へておるわけでありまして、ただししかしそうかといつて、ここに突然事業協同組合といふものが出てきておりますので、一体この事業協同組合といふものはどう解釈をしていいのか、たとえば一つの電話業者といふものが一つの事業協同組合を作る、そうした場合に、その事業協同組合でなければこれはできないといふふうに解釈をするのか、その事業協同組合の中の組合員の個々の者がその質権ができるのか、その問題をこの際一つ明らかにしておいてもらいたい。

は先ほど申し上げた通り、流質、転質等も禁止しておりますのは、その大きな質価があるものではないのでありまして、できるだけ金をかけないで、中小企業や加入者が金融を必要とする場合に、的確に金融ができれば、しかも公社は困らないようにしなければならぬという範囲内においてこの法律を施行しよう、こういうのでありますので、一般の私人まで入れるということになりますと、法律解釈その他に対して非常に一定にいかないで、公社がでんでこ舞いするといふ実情になりますので、私人は除こうということにしたわけです。それで最終的に金融機関並びに信用保証協会等に限るか、もしくはもう少し幅を広げるかということでありましたが、最後に事業協同組合というものを最終的にしぼったわけでありまして、事業協同組合については、業者等が事業協同組合を作ったならば、その協同組合がこの法律の対象になるということであつて、組合員個々は対象にいたさないものであります。

○森本委員 その答弁でけっこうであります。それから最後に、この質権の問題で公社当局にお伺いをしておきたいと思ひますが、この法律が通ることによつて、公社が事務的に繁雑にたえないというふうなことはないのですか。

○吉澤説明員 この法律の点につきまして、趣旨及び特定機関を指定してある理由につきまして、先ほどから大臣及び監理官から御説明があつた次第であります。この法律の範囲内においてやる場合におきましては、われわれといたしましては、できる限りこの趣旨を生かさなくてはなりませんから、

十分に質権が実行されるように特にやるつもりでおります。大体窓口におきまして、この種の事務をどうやるかといふことで、今後におきまして、登録について政令で定めることになっております。その際におきましてでもできるだけ簡易にやり、しかも手続も簡易に早く実行ができるようにしたい、こういう点から考えまして、公社の方として一案がございまして、従つてその繁雑になり、かつまた非常なトラブルが起るということは考えておりません。

○森本委員 最後に、それでは要望しておきますが、現在においてすら電話の加入、移転、そういう事務については、なかなかしろうとでは、電話局まで行つて、そうしてめんどうな手続をやるといふことをきかちつて、つい怪しいことでも電話の売買業者に頼んで、専門的にやつてもらふという事項が多いわけでありまして、今回のこの質権の設定に際しても、そういうことになりはせぬかといふことを非常に心配するわけであつて、たまたま今の吉澤業務局長の答弁では、そういうことについては心配がないといふことであつて、それけれども、私はその内部を知つておるから、よけいに心配になるわけでありまして、一つこの法律が施行せられて、実際に電話局の窓口が繁雑になつて、この事務が滞滞するとか、あるいはまたそのことを一般の従業員におかふせつてしまつて、従業員の方でも非常に労働強化になつてやりにくいといふことがないようになつて、くれぐれ私は御忠告申し上げておきたいと思ひますが、その点について繰返して申し上げておきますが、最後に、その点につ

いては電電公社としても、絶対心配ないといふことなら、副總裁の方から責任ある御回答を願つておきたい、こう思ひわけです。

○吉澤説明員 現在電話の需給関係が悪いものでございようから、非常に名義の変更といふようなものが多いわけでありまして、東京あたりでは電話番号も半年たつと役に立たぬといふような状況にあるわけで、この事務は私も電話窓口としては、かなり大きな仕事になつております。しかしながら今回、法律で加入者の権利を保護するといふことで明定されましたので、私どもとしましては、当然に加入者のためにもサービスいたさなければならぬわけでありまして、ただいま業務局長からお答え申したように、その事務につきましては、やはりサービス觀念に徹しましてやりたい、こういう考えでございます。

○片島委員長 次に郵便為替法の一部を改正する法律案につきまして、質疑の通告がありますから、これを許します。森本靖君。

○森本委員 この郵便為替法については、昨日も質問があつたやうであります。が、今回の大臣が非常によく気があつて、今までの電報為替を為替証書で配達しておつたのを、一般の住民の声をそのまゝとつて、これを現金で配達するといふふうな趣向的な改正をするといふことについては、私は非常に敬意を表しておきたい、こう思ひわけでありまして、ただこの中で、こまかい問題で若干心配になる点がありますので、そういう点をお聞きしたいと思ひます。

○加藤(桂)政府委員 そうでございます。業務の委託といふことであります。が、これは一体どういふ意味であるか、これを事務当局からちよつと説明願ひたいと思ひます。

○加藤(桂)政府委員 ただいま御質問の日本電信電話公社に事務の一部を委託するといふ内容につきましてお答えいたしますが、現在では電報為替の業務は、貯金局いわゆる郵政省でなければ行ないないことになつておりますが、今度この電報為替の現金を直接受取人に配達するといふ居宅払いの制度を設けました。それに伴つて、また第二番目の改正といつたしまして、電報為替には従来通信文をつけれなかつたのでございまして、今回は通信文も付記できることになつたわけでございますので、現在電信電話公社で電報為替のあるいはその他の電報の取扱ひをいたしておりますが、その公衆の声といたしまして、電報為替を送る際に、現金はまた別に、一緒に送らうと思ふときに、郵便局まで行つて現金を電報為替で送る措置をとらなければならぬので、非常に不便であるといふ声もございまして、この際電信電話公社にこの電報為替の受付の事務の一部を委託することによりまして、公衆が電報局あるいは電報電話局で電報為替その他普通電報を打ちますときに、電報為替で現金の送達を依頼することができるよう改正しよう、そういう意味でその受付事務の一部を電信電話公社に委託するといふことにいたしましたのであります。

○森本委員 そうすると、今度から電報為替証書の送達についての受付は、電報電話局においても受付できる、こういうことですか。

○加藤(桂)政府委員 そうでございます。○森本委員 それから第三十五条の通信文でありますが、この通信文といふのは、電報で送るわけですか。

○加藤(桂)政府委員 名あて局までは、電報に付随した累加料金を取つた通信文で参りまして、名あて局、いわゆる郵便局におきまして、電報の送達紙に内容を書きまして、これを郵便の人によりまして、受取人のところへ届ける、こういうことでございます。従いまして、今までは電報為替証書を速達したものであります。が、今度通信文ができましたと、その電報為替証書と一緒に電報を配達するといふこと、居宅払いの場合には現金と電報と両方一緒に届ける、こういうことになる次第であります。

○森本委員 ちよつと公社にお聞きしたいと思ひますが、現在の電報料金は、どういふふうなきまつておるわけですか。省令ですか、法律ですか。

○吉澤説明員 基本的な電報料金は、きまつては法律でございまして、最低料金十字までは六十円といふのは法律であります。

○森本委員 特殊料金については政令ですか。

○吉澤説明員 特殊電報料金については認可料金であります。営業規則で定めております。

○森本委員 そうすると、この通信文の料金といふものは、今公社の方から言われた、公社の電報の特殊料金に合致したようなものを郵政省の省令においてきめるといふことですか。

○加藤(桂)政府委員 そうでございます。

○森本委員 現在の電報為替の郵便局と郵便局との間におけるこの内容の過誤、そういう場合にはどういう取扱いをしていくわけですか。

○加藤(桂)政府委員 差出局から、いわゆる為替電報を名あて局との間に打つわけでございますが、その字数の、いわゆる内容の過誤等につきましましては、また電報で照会し合つて訂正いたすというような措置をとっております。

○森本委員 その場合のその料金はどうなっておりますか。

○加藤(桂)政府委員 これは郵便局相互間の、いわゆる通信事務による照会でございますので、公衆とは別に関係ございません。

○森本委員 けれども、それはあくまでも電電公社の方の仕事でありますから、その電報を送るという事について、事務的に送つても公社に料金を払わなければならないでしょう。郵政省の方から……

○加藤(桂)政府委員 これは公社とは関係ございません。郵便局の間で、いわゆる為替電報は発信をいたしておりますので、ただその使用した電報料に相当する金を予算で公社にあつて払うという取扱いをいたしております。

○森本委員 だから予算で払うといつても、これはその電報料にひとしいものは公社に郵政省が払わねばいかぬ。発信局と着信局との間における間違ひがあつた場合の料金はどうしておるかというのを聞いておるわけですか。

○加藤(桂)政府委員 特に公衆から要求のあつた照合電報以外のものは、こ

ちらは公衆からは料金を取らないでやっております。その際、その際には、公社に普通の予算で渡す以外の料金は特別に払うという事はやっております。

○森本委員 いや、その場合の電報の料金は、それでは公社に全然払つてないのですか。昔は御承知のように郵政省も電報も一緒でありましたから、簡単に同報という事でやられたと思ひますが、今は電電公社の方も郵便料金を払つて通信事務をやっているのです。だから郵政省としても電報為替の過誤訂正その他については、お互いに郵便局同士が電報の発受をやつても、その料金は公社に払わなければならない建前になつておるでしょう。それはどうなつておるかということですか。

○加藤(桂)政府委員 お答えいたします。これはたとへば千円の電報為替を送る場合に、料金は百六十円という事になつておりますが、その内容は為替料金として三十円、電報料に相当するものが百三十円ということになつておる。その百三十円というわけでございます。これは公社にそっくりいくわけでございます。これは通信事務としてやっております。

○森本委員 公社にお尋ねしますが、その場合の郵便局から郵便局へ照会をする照合電報、それは局報か無料電報になつておるのですか、そんなことはないはずだが……

○吉澤説明員 この為替電報につきましては、照合はやつてないのでござい。従つて今貯金局長よりお話のよう、百三十円の範囲内における取扱ひの中に含まれた電報料金、この意味の取扱ひをしておるのです。

○森本委員 いや、その意味の取扱ひをしておるけれども、往々にして為替電報というものは記号が間違つたり金額が間違つたり、受取人が間違つたり、従つて二、三回電報の往復をしなければ、なかなかそれぞれの受取人に渡せない場合が多い。そういう場合に発信局と着信局と往復をする、いわば事務用の電報でありますけれども、しかし郵政省が発するということになる。これは電電公社に郵政省が払わなければならない、こういうことになりまして、その照合用の電報料金はどうなつておるか。こういうことですか。

○田中中国務大臣 それは厳密に言いますと、あなたの言うように照合電報はお互いに公社が発する場合は公社が払ひ、郵政省が発する場合は郵政省が公社に払ひ、これが理想的であります。電電公社と郵政省の間は非常に近い間でありまして、特に百三十円の基本料金の中で、大体百通のうちに一通も間違ひがあるわけではないのであつて、ごく間違ひはまれでありますから、そういうものは、基本料金百三十円の中に含んだという了解のもとにやつておりますから、照合をしなればならないような状況は出て、あらためて料金をお互いが徴収し合うという事はしておらないわけあります。

○森本委員 その場合の電報は、どういふ種類の電報になつておるのですか。公社にお尋ねしますが、照合電報をする場合の電報は……

○吉澤説明員 普通の電報で照会をする事になります。それは電報料金を郵政省からいただいております。

○森本委員 やはり大臣の答弁と違ふのですよ。だから私が言つておるよう

に、電報料金の中に入つておつても、実際にはそれ以上間違つた場合は、昔は局報というものでやつていたけれども、今はそういうことはできないはずなんです。だから普通電報で照会をしたならば、普通電報の料金でくるのでありますから、電電公社に払わなければならないはずなんです。そのことは私は前から疑問に思つておつたので、この際特別に聞いたのです。どうですか、事務次官の方がもっと詳しいかもしれないが。

○小野説明員 電報の過誤によりまして起きた事象につきましては、いろいろ場面が想像されるわけでありますが、少くとも一応はそういう照合電報を発しなければなりません。この場合の照合電報にとどまる間い合せの所要経費は、郵政省負担、こういうことになつております。ただこの場合に、金額とかそういう面の重要な過誤がありまして、そのために郵政省関係で、対送金者、金の受領者との間に、国が非常な損失を受ける、こういうような場合が生じますときに、電報の過誤が電電公社側の取扱ひの機関の過誤であります場合には、そういう面については責任は電電公社で持つていくということになつております。

○森本委員 それから先ほどのものと料金を戻すわけですが、もとの料金は何ぼですか。もう一回言つて下さい。

○加藤(桂)政府委員 千円の電報為替を送る場合に、公社からは百六十円取

りまして、その内容といたしましては、為替の料金としては三十円、電報料金としては百三十円あります。

○森本委員 その場合、私前からおかしいと思つておつたのですが、ちよつと間違ひが起きた場合、これは非常に赤字になる懸念がありませんか。

○加藤(桂)政府委員 先生の今の御質問の電報為替は相当こまかい手続を要しますし、ただいまのような、そういった金額の誤まりとかそういうものは、電電公社で責任を負う場合もありますが、あるいは先ほど次官がおつしやつたように郵便局側で責任を負う場合もありまして、電信為替の取扱ひが赤字になりはせぬか、ペイしているかどうかという問題につきましましては、相当問題はございます。

○森本委員 問題があるのをそのままにしておくのもどうかと思ひますが、まあしかしこれは郵政省が相当犠牲を払つて国民にサービスをするという建前で、その他のどこかのところでは黒字を生み出してこなければならぬわけですが、私が強調したかったのは、この為替電報というものは現在郵政省として得にならぬ、ならぬけれども実際に国民にサービスを提供するという面では今回の送達ということも考える。実際に現金を受取人まで送達をするということになります、その赤字がさらに累積することが心配になるわけであり。その辺のことを郵政省としても十分一つ考へてやつていってほしい。将来の料金等の問題については深く考へていかなければならぬ点ではないかというふうに考えるわけであり

す。それからもう一つ要望しておきたいことは、この為替電報というものはと

かく事故が起りやすいものであります。こういふふうに現金送達をするという事になりますと、特に事故が起りやすい面がありますので、その点も郵政省の内部においては特に厳重にやってもらいたい。こういう問題を行つ場合には自主監督をさらに徹底的に勵行するという事、それから公社と郵政省との間の連絡という面についても、一つ円滑にやってもらいたいというふうに考えておるわけでありま

す。

それから、電信為替の現金送達の最高額は幾らですか。

○加藤(逓)政府委員 居宅払いにつきましては制限はございません。電信為替証書の最高額は五万円という事になつておりますが、送金の最高額は制限がございません。

○森本委員 現金で配達するところの最高の制限額はないのですか。

○加藤(逓)政府委員 ないのです。

○森本委員 それならば現金で一億円、二億円送つてもかまわないのですか。

○加藤(逓)政府委員 法律の建前から申しますとそういう事になつており

ます。

○森本委員 法律の建前からいふ事になつておるといふ事、それでは現実にもそういう事があるのですか。

○田中(逓)大臣 その一つの袋に入る限度は五万円でありまして、百万円の場合は二十枚にするという事になる。無制限にやれるわけですが、そこは常識的に、持っていた方が安いという事になれば持つていきますから、おのずから限度は出てくるわけ

です。

○加藤(逓)政府委員 御説明申し上げます。私の申し上げましたのは、電信為替証書一枚の最高額は五万円である、電信為替の送金につきましては、法律の建前から最高額はございません。従いまして十万円送る場合は、従来は二枚の電信為替証書を送りまして、それに二倍と申しますか、二枚の料金を払つてやるわけでありまして、今度の居宅払いの場合は一つの袋に入るわけでありまして、袋一通につき三十円居宅払いの特別料金を付加するだけでありまして、計算は十万円

だったら五万円のものを従来二通出したところの料金に三十円加算したものと

でございます。ただいま大臣がその袋の中に入る限度が五万円とおっしゃいましたけれども、その袋に五万円以上入れたらならないという規定はございません。従いまして常識上その袋に入る程度という事になります。私の御説明が足りなかつたのでござい

ます。

○森本委員 居宅払いにどれくらい移行するかという見通しでございまして、実際そう高額の銀行の方にそのまま預入するとかいったようなものは、従来の電信為替証書を利用すると思ひます。大体年間百八十万通くらいの取扱ひがあり

ますが、私どもの計算ではその九十%程度が居宅払いに移行すると思つてお

ります。またそれ以外のもの一通当りの電信為替の送金の平均高をとつてみ

ますと、大体一万六千円、おそれるその封筒の中に入らぬという事はない

のじやないかと思つております。しかし法律の建前から無制限という事になつております。

○森本委員 それするとその封筒の中には何十万円入れてもいいという結論ですか。

○加藤(逓)政府委員 それは封筒に入らなくては困るわけですが、一応は十万円でも二十万円でも入るわけですが、五千円札も最近できてきておりますから

……。

○森本委員 この封筒のこしらえ方についても若干考へていかなければならぬのじやないか、こういうふうに現金送達の封筒と同じような考へ方に立つてやつておつたのでは、ちよつとその

点が違ふのじやないか。たとえば現在の現金送達の封筒については最高額が

きまつておる、だからあれだけの封筒でいいけれども、この電信為替の封筒というものは最高額が十万円でも二十万円でもいいという事になると、現金送

達の封筒と同じような考へ方で、これをこしらえたのでは、あなたは五千円札

がありましてと言ひけれども、今私はちよつと入れてみたのですが、五千円札でも三十万という事になるとかな

りのものになつて、ちよつとやりにくいのです。この封筒についても一回一的にそういう考へ方でなくして、今回

の電信為替の場合は電信為替用として二種類なり三種類なりを一応こしら

えておくというまでの細心な考へ方を

持つていくべきだと思ひます。

それからこれは非常にこまかい問題でありまして、私なんかはこ

こで言つておかないと実際によく間違ひを起しますの特に忠告をしておきま

すが、この封筒の封緘の認印はだれがやるわけですか。

○加藤(逓)政府委員 郵便局の為替課の人がやるわけですが、封緘するのは郵便の方の人と二人立ち会つてやるわけでありまして、先生のお手元に送金案内書というものがござい

ます。ここに

係員二人の判が押してありますが、この一人が為替課の人でありまして、もう一人は郵便課の人であります。両者が立ち会つております。

○森本委員 今事故が非常に頻発するわけでありまして、こちらの方に判を押すという事はけつこうですが、現金の封緘をする場合においても必ず

二人以上の人間を要するという事にしてもいい。たとえばこれを簡単に貯金課長だけがぼんぼんと判を押してやつていくという事になると、配達をしたあとの責任と当該の責任と問題になる場合がありまして、これを実際に実行に移す段階になるとこまかい

ことで相当問題になることがありま

すので、そういう点についても本省において相当細部にわたつて検討して、下部に浸透してもらいたいという事を

つけ加えておきたいと思ひます。繰り返して申し上げるようでありまして、この問題についての犯罪者が出ない

ように、実行に移す前に十分注意をしていかなければなりません。それから今

はそういう人もありませんけれども、ずつと昔はよく中間で電信為替を勝手にこしらえてしまつて送つて、大きな事故になつて一生を棒に振つたとい

う人もあります。特にこれが現金を送達せられるという事になりますと、その点も非常に心配になる点が多いので、そういうあらゆる観点から緻密に

計画をして、親切に下部に浸透してもらいたいという事を要望して、私のこれに対する質問を終わります。

○片島委員長 ほかに質問はござい

ませんか。——他に質疑があれば、これにて両案に対する質疑は終了いたしました。と存じますが、御異議ありませ

るか。

○片島委員長 御異議なければ、これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

この際橋本登美三郎君より両案に対する修正案が提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。橋本君。

電話加入権質に関する臨時特例法案に対する修正案

電話加入権質に関する臨時特例法案の一部を次のように修正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、第八条及び第九条中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする。

郵便為替法の一部を改正する法律案に対する修正案

郵便為替法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の郵便為替法第三十七条の三

第一項及び第二項並びに前項の規定による改正後の日本電信電話公社法第三條第二項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」とする。

○橋本(逓)委員 郵政省設置法の一部改正法律案が目下内閣委員会に付託さ

れまして審議中でありましたが、同法案の審議状況にかんがみまして、両法案に対して左のような修正案を提出して御賛同を得たいと思います。

電話加入権質に関する臨時特例法案に対する修正案

電話加入権質に関する臨時特例法案の一部を次のように修正する。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。
2 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、第八条及び第九条中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする。

次に、郵便為替法の一部を改正する法律案に対する修正案

郵便為替法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第二項の次に次の一項を加える。

3 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の郵便為替法第三十七条の三第一項及び第二項並びに前項の規定による改正後の日本電信電話公社法第三条第二項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」とする。

以上の修正案を提出いたします。

○片島委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了いたしました。別に修正案に対する質疑はないようでありますから、これより両案並びに両修正案について討論を行います。別に討論の通告もないようでありますから、討論はこれを行わないで、直ちに採決に入ります。

それではまず第一に電話加入権質に関する臨時特例法案について採決いたします。

します。本案については、橋本君より修正案が提出せられておりますので、本修正案についてまず採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よって本案は橋本君提案のごとく修正議決されました。

次に、郵便為替法の一部を改正する法律案の採決を行います。まず橋本君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よって本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○片島委員長 起立総員。よって本案は橋本君提案のごとく修正議決されました。

なお、両案に対する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「議異なし」と呼ぶ者あり〕

○片島委員長 御異議なきものと認め、さよう決しました。

田中郵政大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

○田中郵政大臣 この際一言申し上げます。ただいまはまことにありがたいとございました。ただいま可決すべきものと議決相なりました二法案の公布実施につきましては、本委員会における御発言の趣旨を十分体し、万遺憾なきを期する所存でございます。

○片島委員長 次会は公報をもってお知らせすることとして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

〔参照〕

電話加入権質に関する臨時特例法案（内閣提出第二二八号）に関する報告書

郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号）（参議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕